

第19回 神奈川県移動性(モビリティ)向上委員会

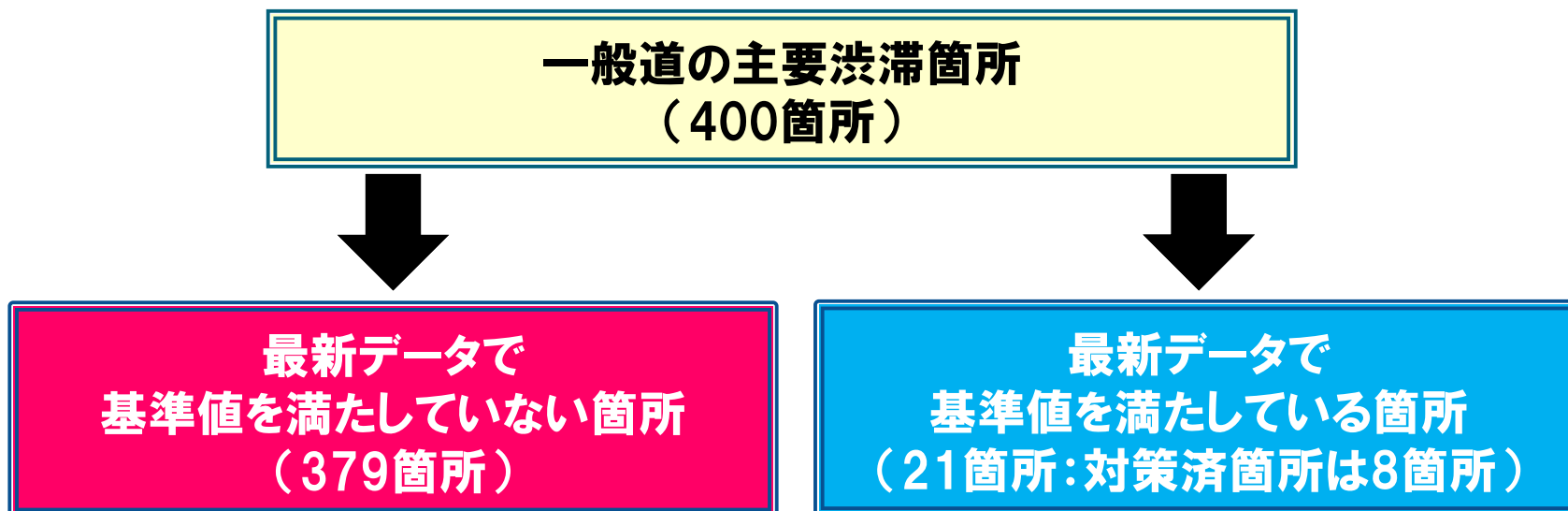
平成30年度における 主要渋滞箇所の見直し(解除)

- 前回委員会の振り返り
- ヒアリング調査内容
- ヒアリング結果(主要渋滞箇所の見直し)

平成31年2月27日

2-1 主要渋滞箇所のモニタリング結果

○神奈川県内の主要渋滞箇所400箇所について、最新のプローブデータ(H29.1~12)でモニタリングをした結果、基準値を満たしている(改善された)箇所として、21箇所を確認。



■モニタリング指標

指標①	平日昼間12時間の平均旅行速度 【基準値 20km/h】
指標②	平日昼間12時間(7~18時台)のピーク時速度 【基準値 10km/h】
指標③	休日5%マイル速度 【基準値 10km/h】

※最新データで基準値を満たしていない箇所(379箇所)とは、指標①~③のいずれかの基準値を満たしていない箇所

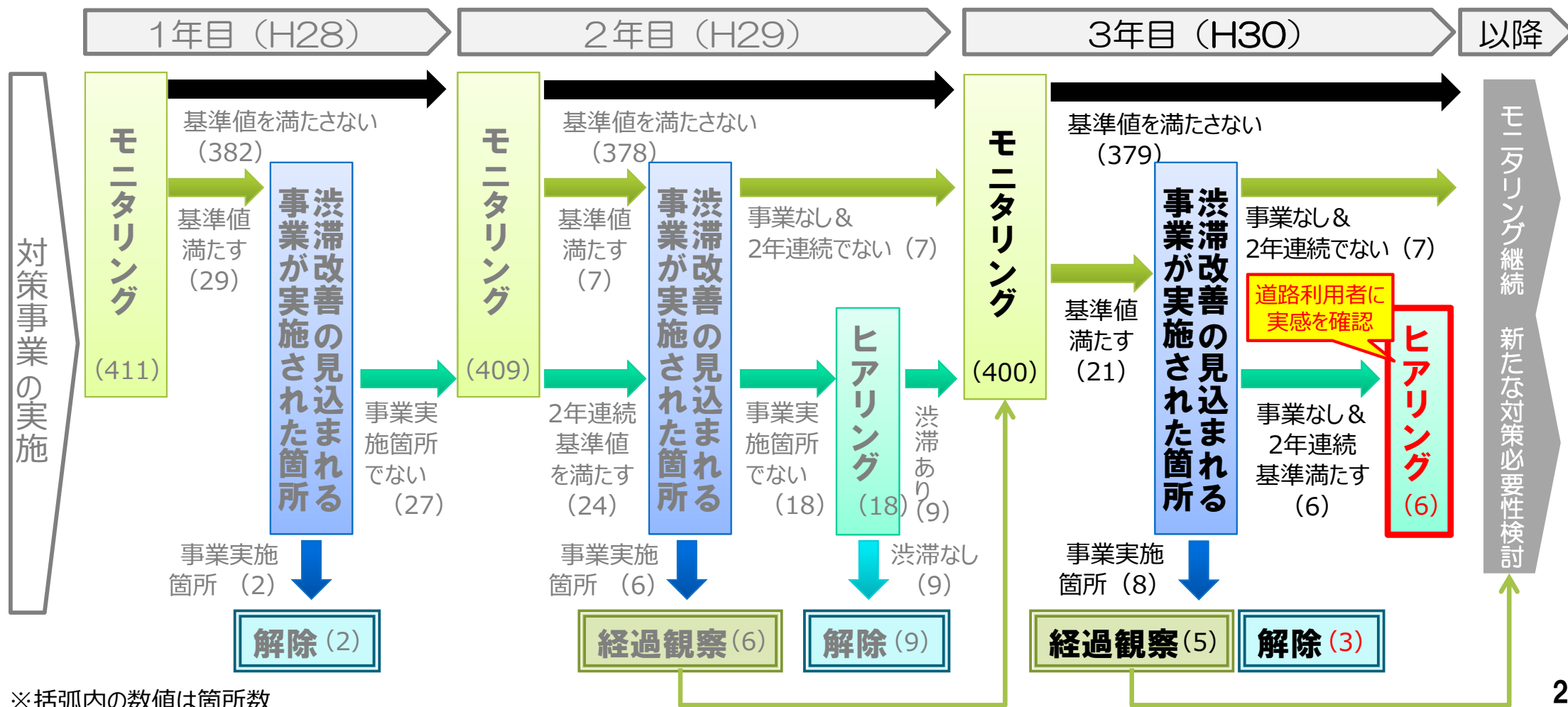
2 平成30年度における主要渋滞箇所の見直し(解除)

2-2 見直し(解除)フローの適用結果、見直し候補箇所

○前回委員会では、以下の点を確認した。

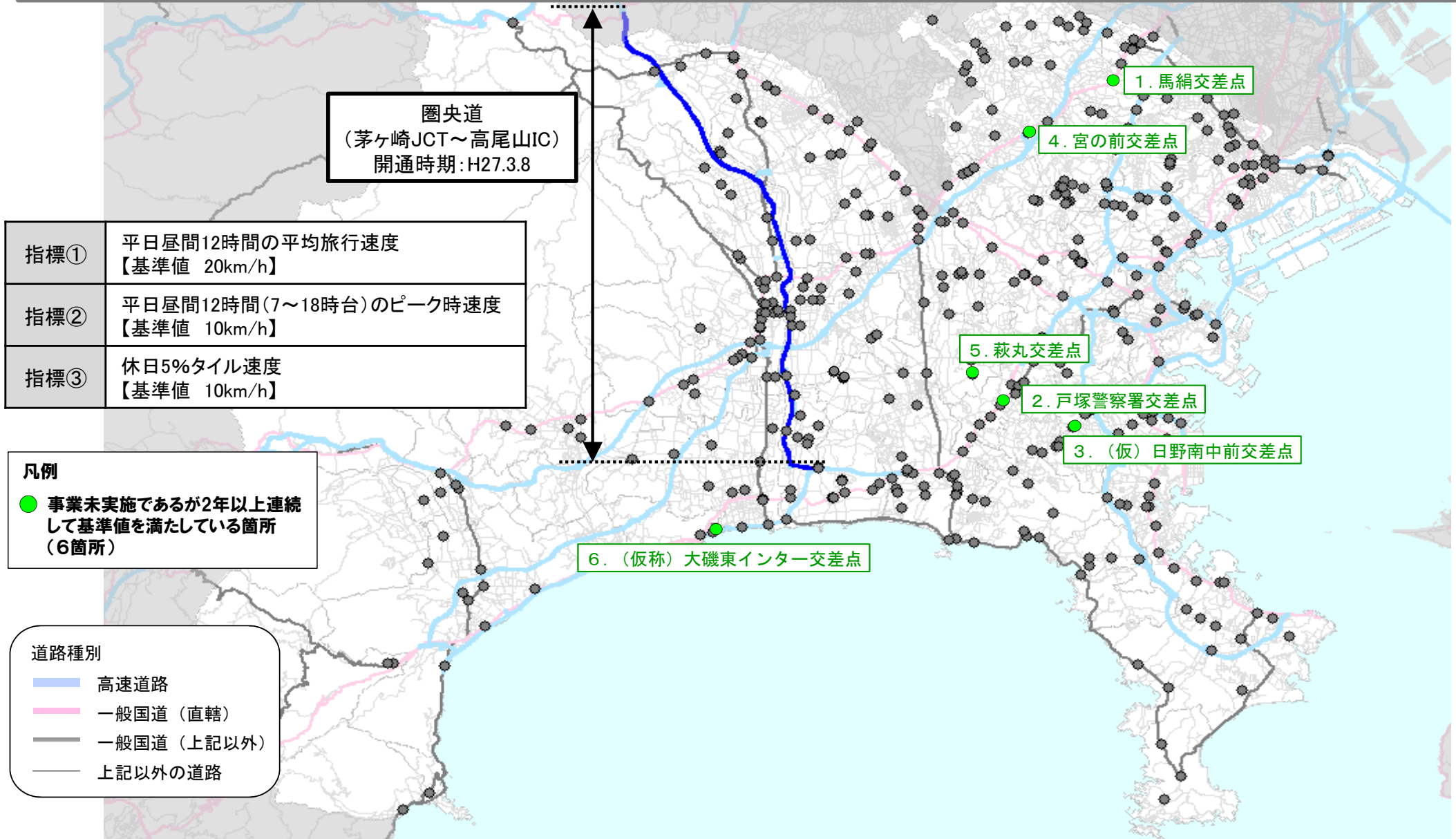
- ①事業に伴って基準を満たした**3箇所を見直し(解除)**、その他の5箇所は次年度以降も経過観察とする。
- ②**事業未実施で基準を満たした6箇所は、道路利用者へのヒアリング**を実施し、「渋滞なし」との意見が得られる箇所は解除する。(ヒアリングは、当該交差点の道路管理者や警察、各協会等を対象に実施)。

■主要渋滞箇所見直し(解除)フロー



2-3 主要渋滞箇所のモニタリング結果と見直し(解除)候補箇所

○事業未実施で基準を満たした下記の6箇所は、道路利用者へのヒアリングを実施した上で、「渋滞なし」との意見が得られる箇所は解除することとした。



2 平成30年度における主要渋滞箇所の見直し(解除)

2-4 ヒアリング実施概要

○ヒアリング内容(目的)

- ・渋滞対策事業がないものの基準値を満足している箇所の確認
- ・主要渋滞箇所の対策立案等に活かせる知見を収集・把握

○対象

- ・当該交差点の道路管理者(神奈川県、横浜市)
- ・公安委員会(神奈川県警察)
- ・神奈川県トラック協会
- ・神奈川県バス協会(事業者2社)
- ・神奈川県タクシー協会(事業者16社)

○ヒアリング項目

- ・当該交差点における渋滞の認識(あり、なし)
- ・渋滞している場合、その状況(渋滞方向、曜日特性、時間特性等)
- ・当該交差点に影響する沿道状況(大規模施設の立地等)

2 平成30年度における主要渋滞箇所の見直し(解除)

2-5 ヒアリング実施結果①

○各道路利用者へのヒアリング結果より、下記の方針とする(協議)。

【経過観察(6箇所)】 萩丸交差点、(仮称)大磯東インター交差点、馬絹交差点、戸塚警察署交差点、(仮称)日野南中前交差点、宮の前交差点

■渋滞状況のヒアリング結果(6箇所)と判定結果

交差点名	所在地	道路管理者		神奈川県警	トラック協会	タクシー協会※			バス協会		判定(案)
						①	②	③	A社	B社	
馬絹交差点	川崎市宮前区	横浜国道事務所	/	×	×	×	×	-	×	-	経過観察
戸塚警察署交差点	横浜市戸塚区	横浜国道事務所	/	×	×	○	×	×	-	○	経過観察
(仮)日野南中前交差点	横浜市港南区	横浜市道路局	×	○	-	×	○	×	-	○	経過観察
宮の前交差点	横浜市緑区	横浜国道事務所	/	○	×	×	-	-	-	○	経過観察
萩丸交差点	横浜市泉区	横浜市道路局	×	○	○	×	×	-	-	○	経過観察
(仮称)大磯東インター交差点	大磯町	横浜国道事務所	/	○	○	○	×	-	-	○	経過観察

【凡例(回答)】○:渋滞なし(or大きな渋滞は発生していない)、×:渋滞あり、-:回答なし

※:タクシー協会は、各社で営業エリアが異なるため、当該交差点を営業エリアにもつ最大3社に確認

2 平成30年度における主要渋滞箇所の見直し(解除)

2-5 ヒアリング実施結果②

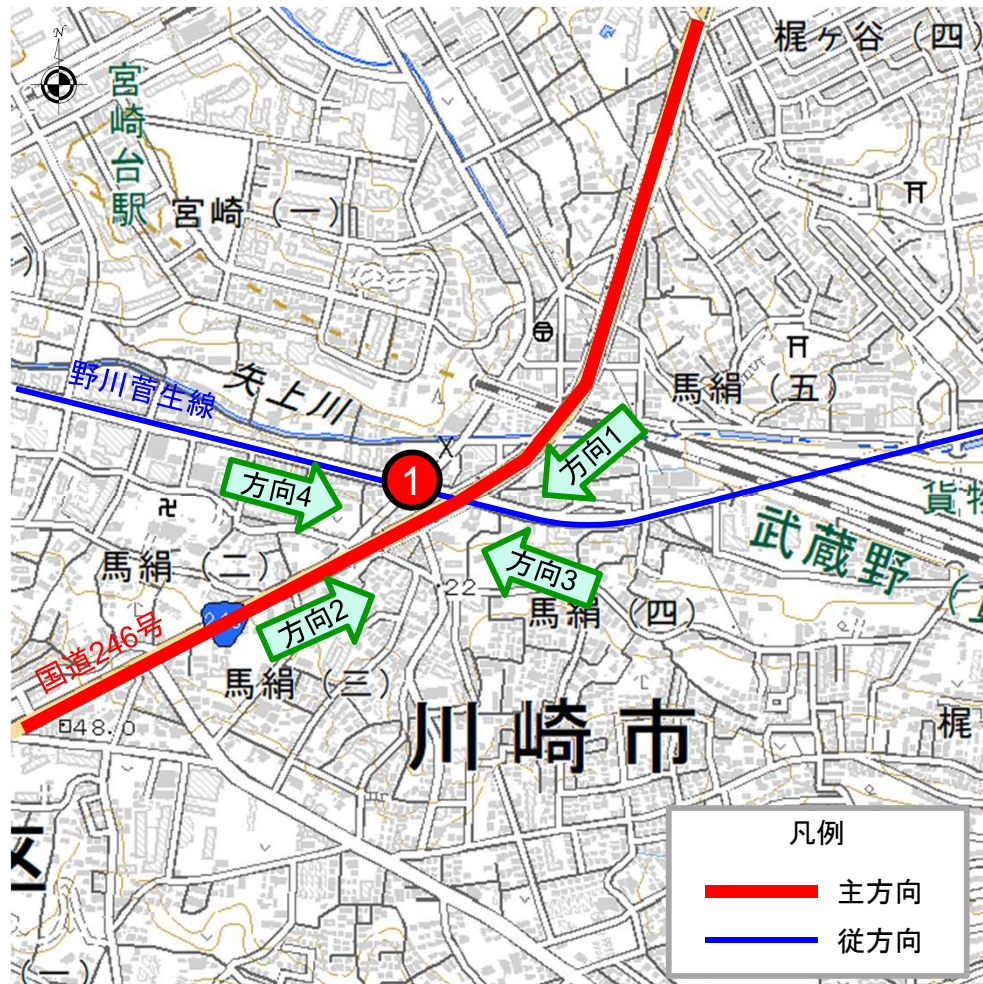
(参考) 渋滞状況のヒアリング結果 **渋滞ありとコメントされた箇所**

主要渋滞箇所	「渋滞あり」の回答者数	主な意見
馬絹交差点	5/5者	<ul style="list-style-type: none"> ○野川菅生線(尻手黒川道路)の下り方向は、東名川崎インター方面を目指して走行する車両が多く、平日:朝7時~8時頃、土日:10時~17時頃に混雑している。 ○尻手黒川道路の下り方向は、途中にトンネルや車線構造が一車線になる区間があるため、馬絹交差点を先頭にして慢性的に渋滞している。
戸塚警察署交差点	4/6者	<ul style="list-style-type: none"> ○国道1号の上りでは、横浜新道方向へ進行する車両が多く、平日の朝通勤時間帯に影取町(約3km)まで混雑が発生している。 ○横浜新道を降りた後戸塚警察署が最初の信号交差点となり、交通量も多いため、混雑が発生しやすい。 ○昼間の渋滞は減ったものの、朝夕の時間は依然として混雑している。
(仮)日野南中前交差点	3/6者	<ul style="list-style-type: none"> ○環状3号線の栄区・戸塚区方向に朝・夕の通勤時間帯で約200mの混雑が発生する。 ○交差点周辺にスーパーが開業し、車での来場者による駐車場の入庫待ちの影響で、混雑が発生している。
宮の前交差点	2/4者	<ul style="list-style-type: none"> ○平日17時頃に、国道246号下り方向で渋滞が発生している。 ○休日は国道246号の御前田交差点からの渋滞の列が伸び、宮の前交差点でも渋滞が発生している。 ○右折レーンが無く、右折の信号現示も短い為混雑が発生している。
萩丸交差点	3/6者	<ul style="list-style-type: none"> ○阿久和鎌倉線の南行き方向で、昼間から夕方にかけて、立場交差点までの約1kmの区間、混雑が発生している。 ○幅員が狭く右折レーンがないことや交差点の近くにバス停があるため、後続車両の滞りが発生し混雑している。
(仮称)大磯東インター交差点	1/5者	<ul style="list-style-type: none"> ○平日の渋滞は無くなったものの、土日および祝日のみ大磯方面から平塚方面に向けて、夕方の時間帯で渋滞が見られる。

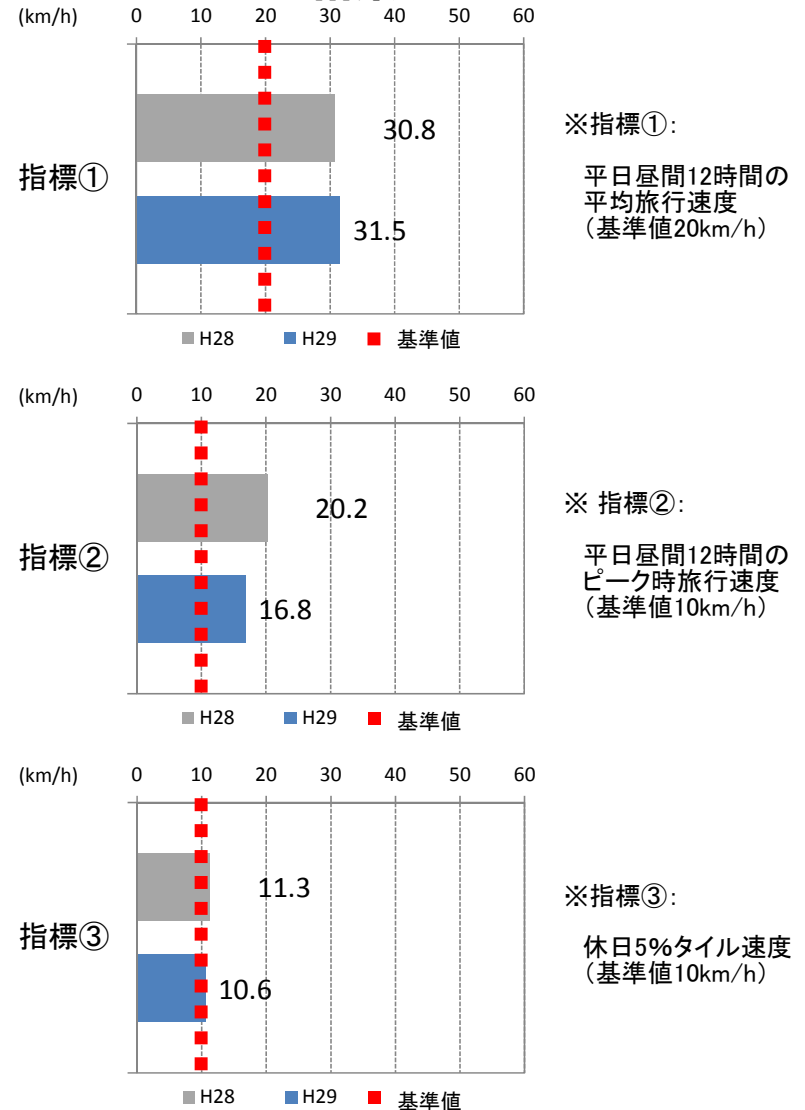
(参考) ヒアリング対象箇所① 【馬絹交差点】

○最新データによるモニタリングでは、3指標が基準を満たし、主要渋滞箇所の解除要件を満たす。
 ※なお当該交差点は、H29年度もヒアリング対象となっているが、解除せず経過観察とした

○主要渋滞箇所位置図



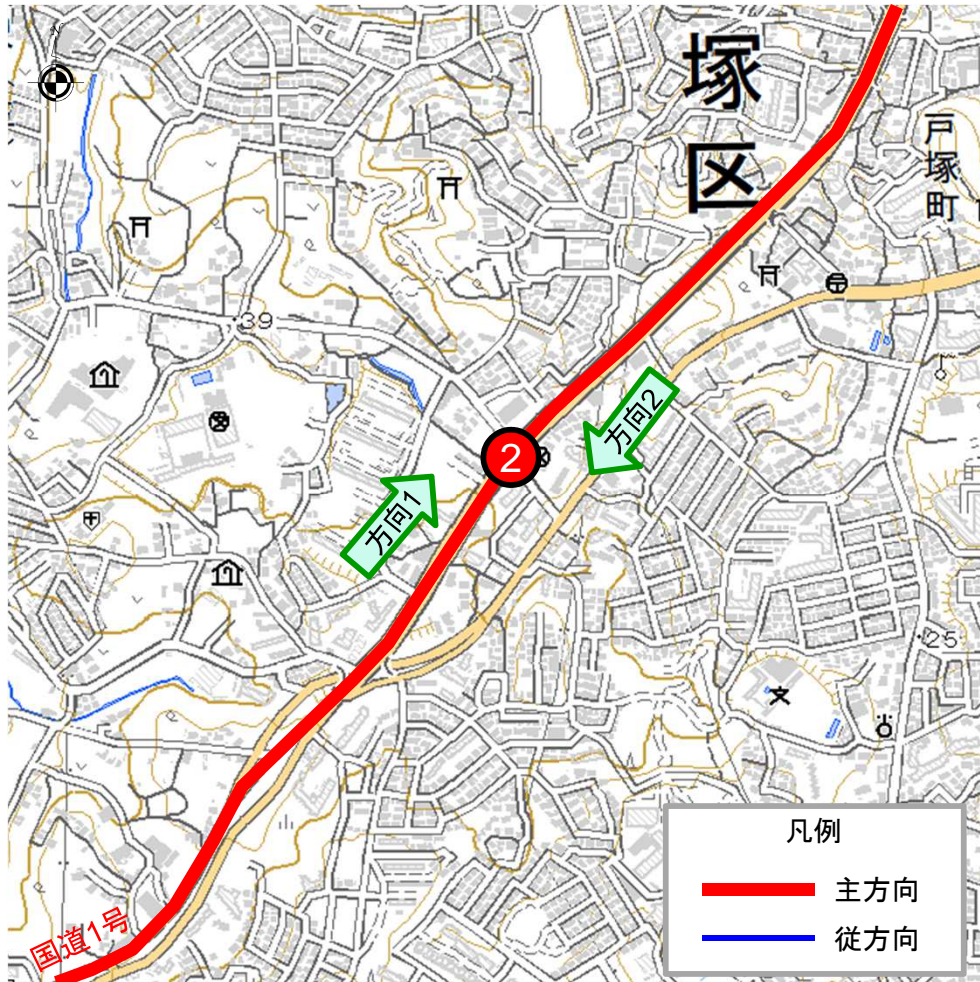
○モニタリング結果



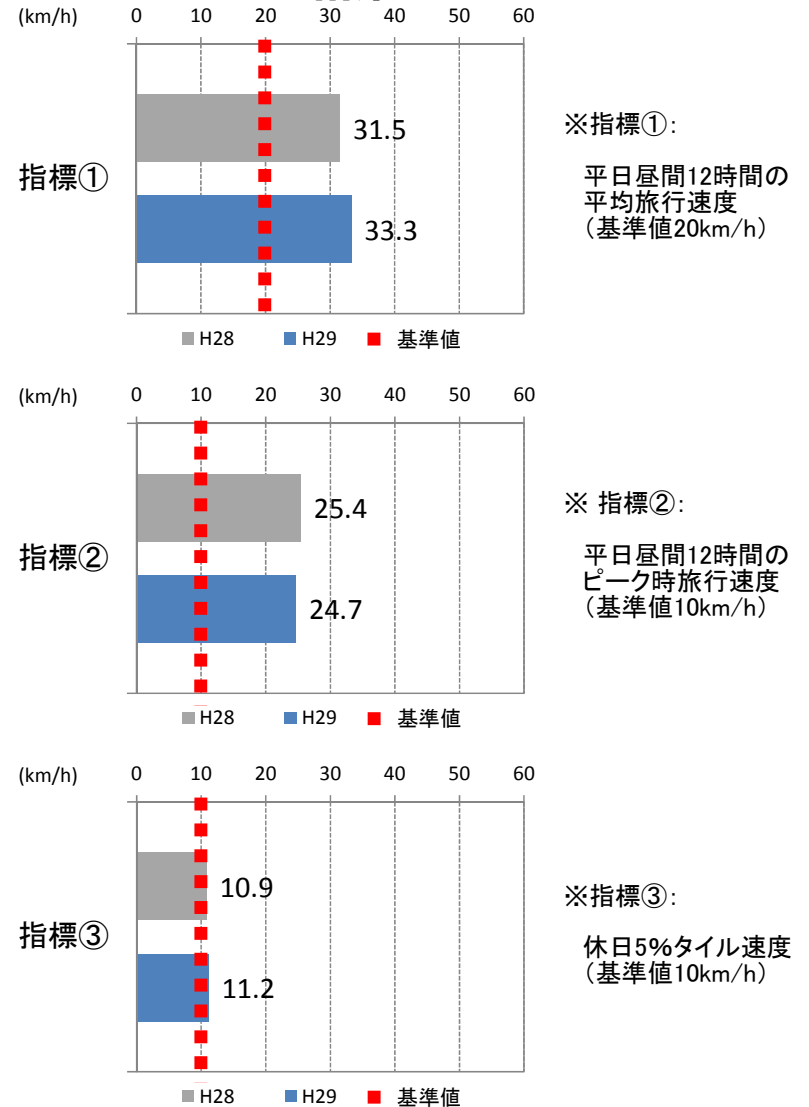
(参考) ヒアリング対象箇所② 【戸塚警察署交差点】

○最新データによるモニタリングでは、3指標が基準を満たし、主要渋滞箇所の解除要件を満たす。
 ※なお当該交差点は、H29年度もヒアリング対象となっているが、解除せず経過観察とした

○主要渋滞箇所位置図



○モニタリング結果



※指標①:
 平日昼間12時間の
 平均旅行速度
 (基準値20km/h)

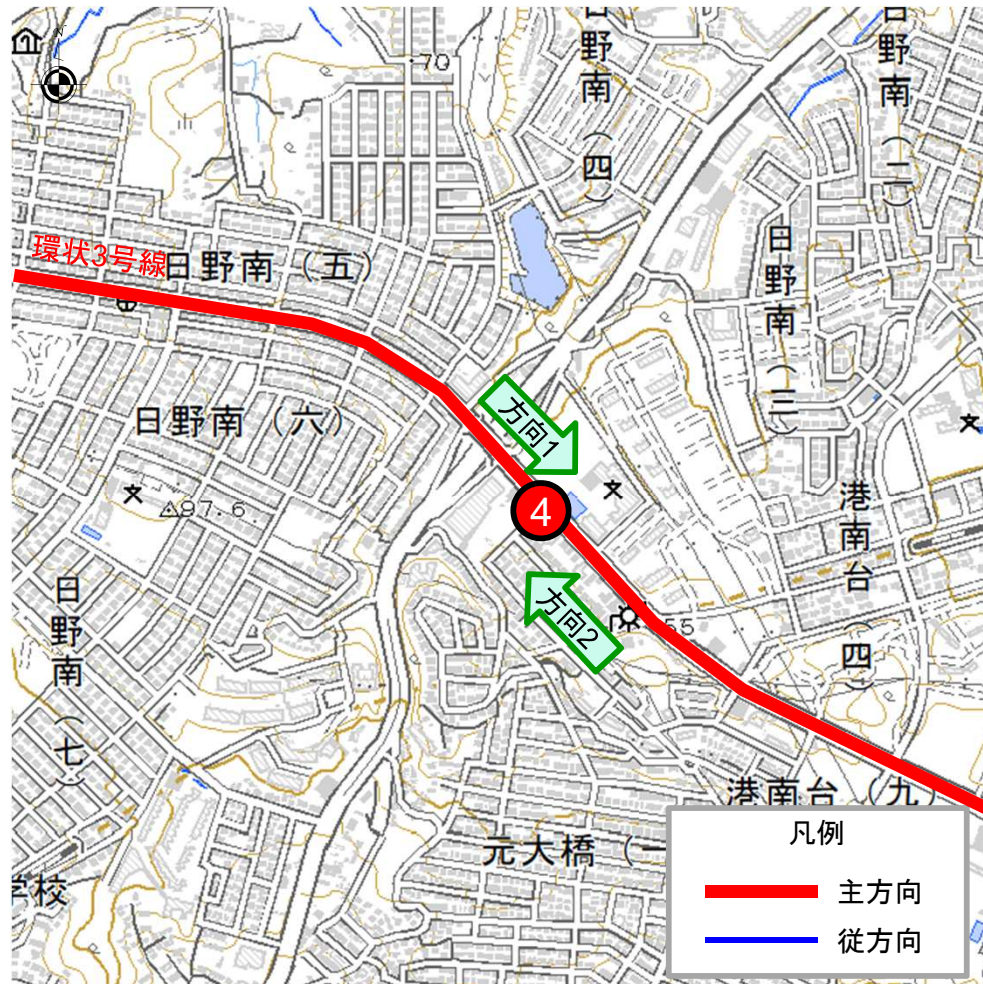
※指標②:
 平日昼間12時間の
 ピーク時旅行速度
 (基準値10km/h)

※指標③:
 休日5%マイル速度
 (基準値10km/h)

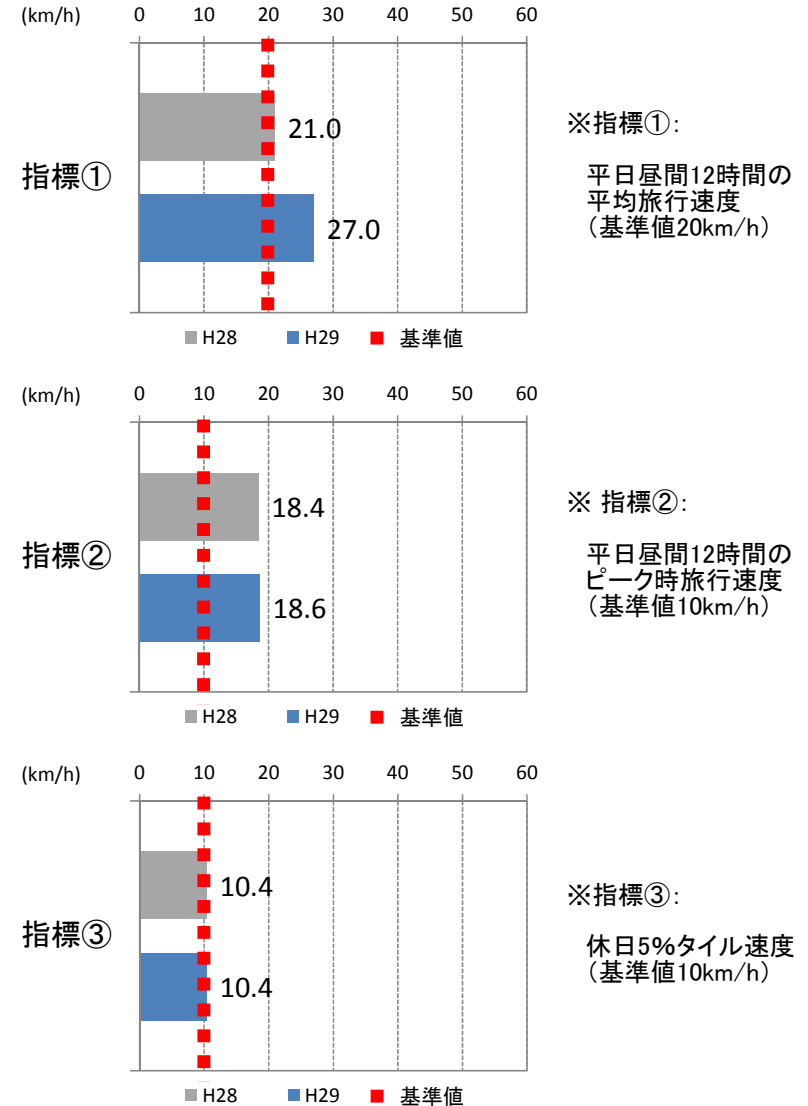
(参考) ヒアリング対象箇所③ 【(仮)日野南中前交差点】

○最新データによるモニタリングでは、3指標が基準を満たし、主要渋滞箇所の解除要件を満たす。
 ○上り・下りの両方向とも、当該交差点をボトルネックとする速度低下は解消している。

○主要渋滞箇所位置図



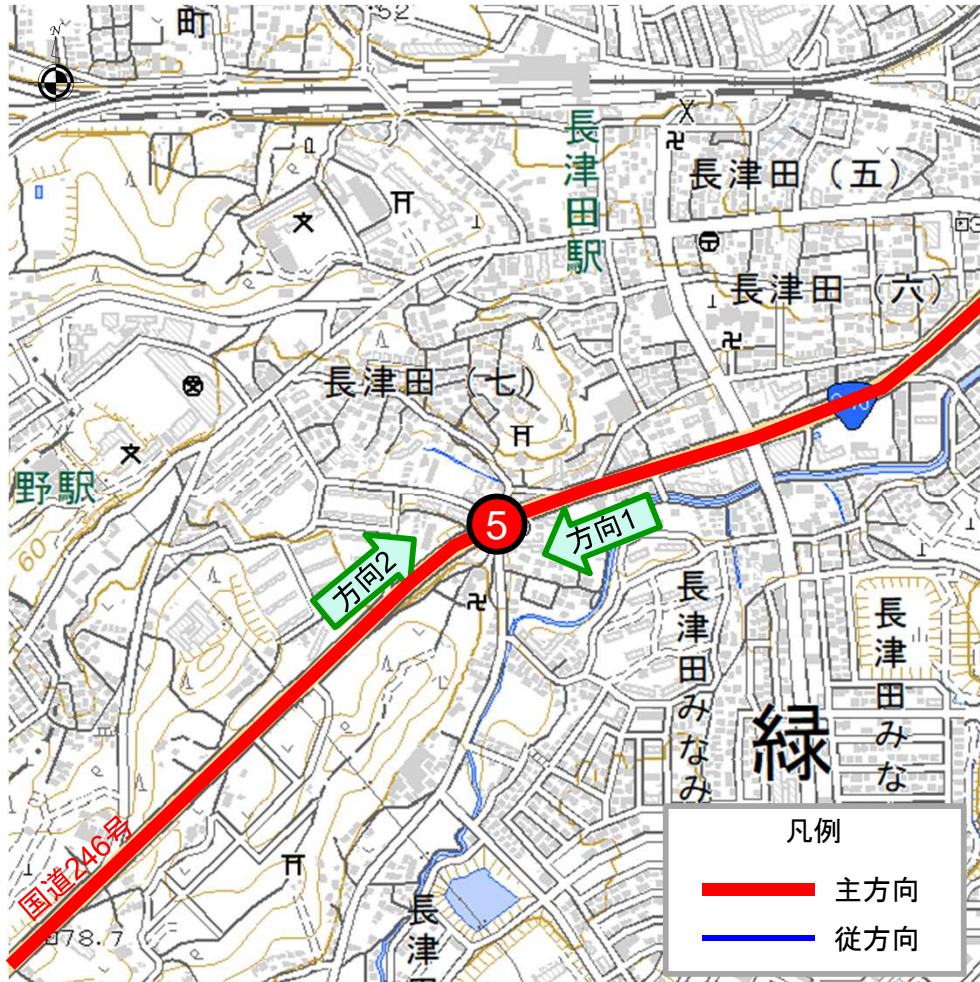
○モニタリング結果



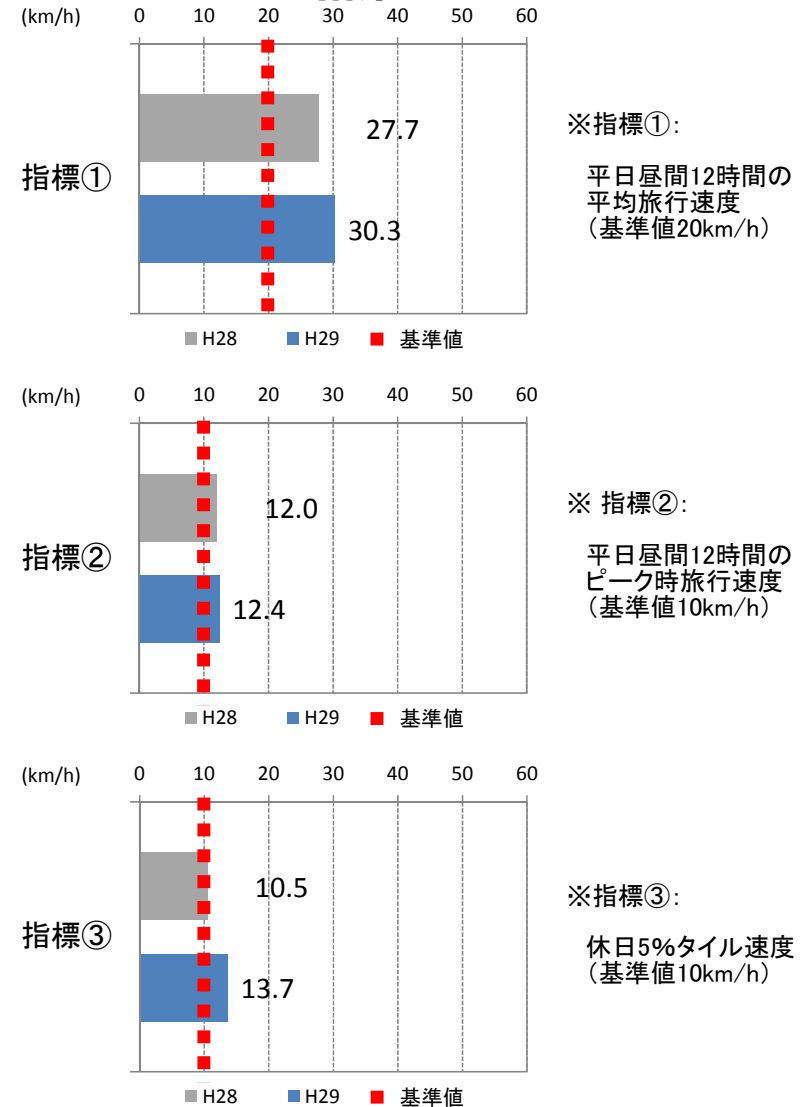
(参考) ヒアリング対象箇所④ 【宮の前交差点】

○最新データによるモニタリングでは、3指標が基準を満たし、主要渋滞箇所の解除要件を満たす。
 ○上り方向の7~8時台に生じている速度低下のボトルネックは下流側交差点にある可能性が高い。

○主要渋滞箇所位置図



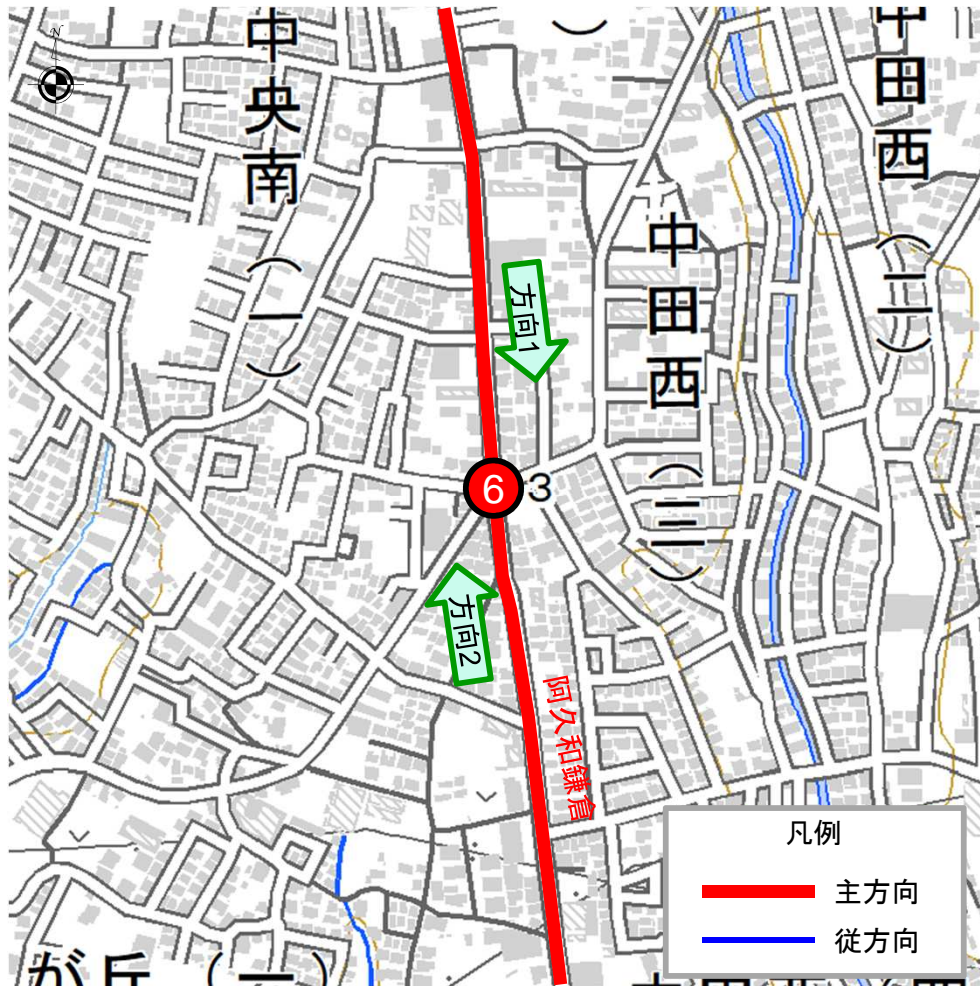
○モニタリング結果



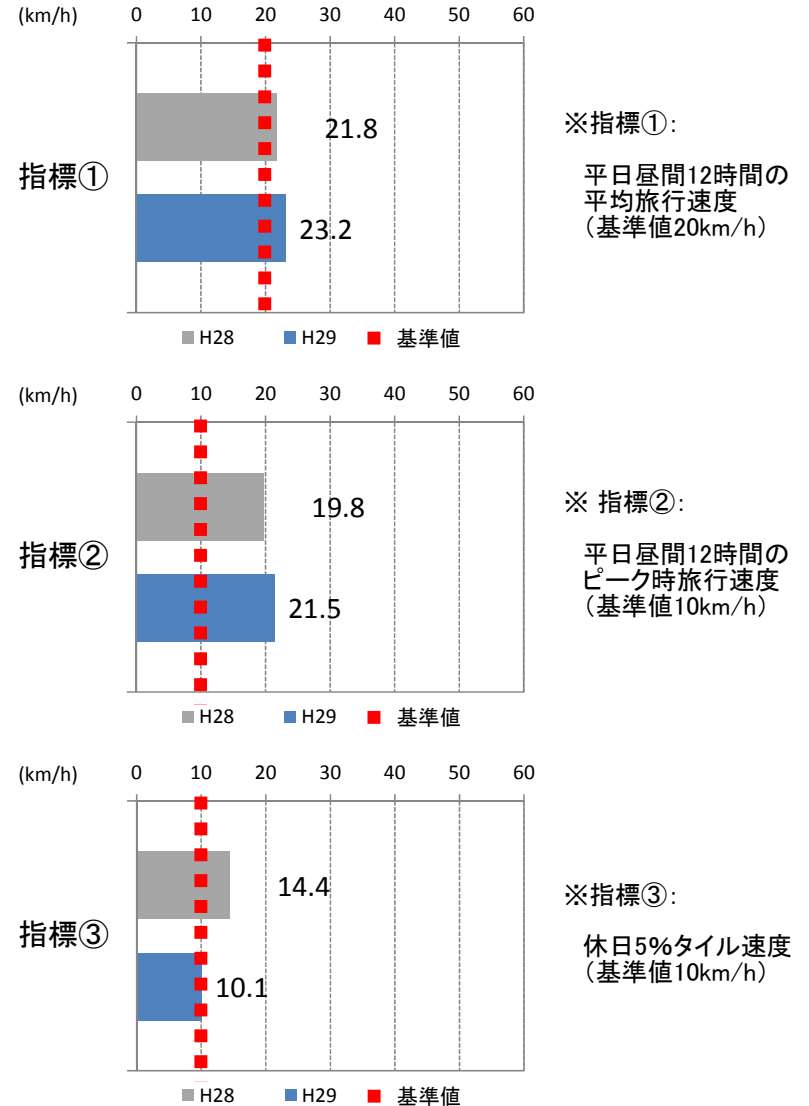
(参考) ヒアリング対象箇所⑤ 【萩丸交差点】

- 最新データによるモニタリングでは、3指標が基準を満たし、主要渋滞箇所の解除要件を満たす。
- データの性質上、「当該交差点をボトルネックとする渋滞」を区別して評価できない。→ヒアリングで確認

○主要渋滞箇所位置図



○モニタリング結果



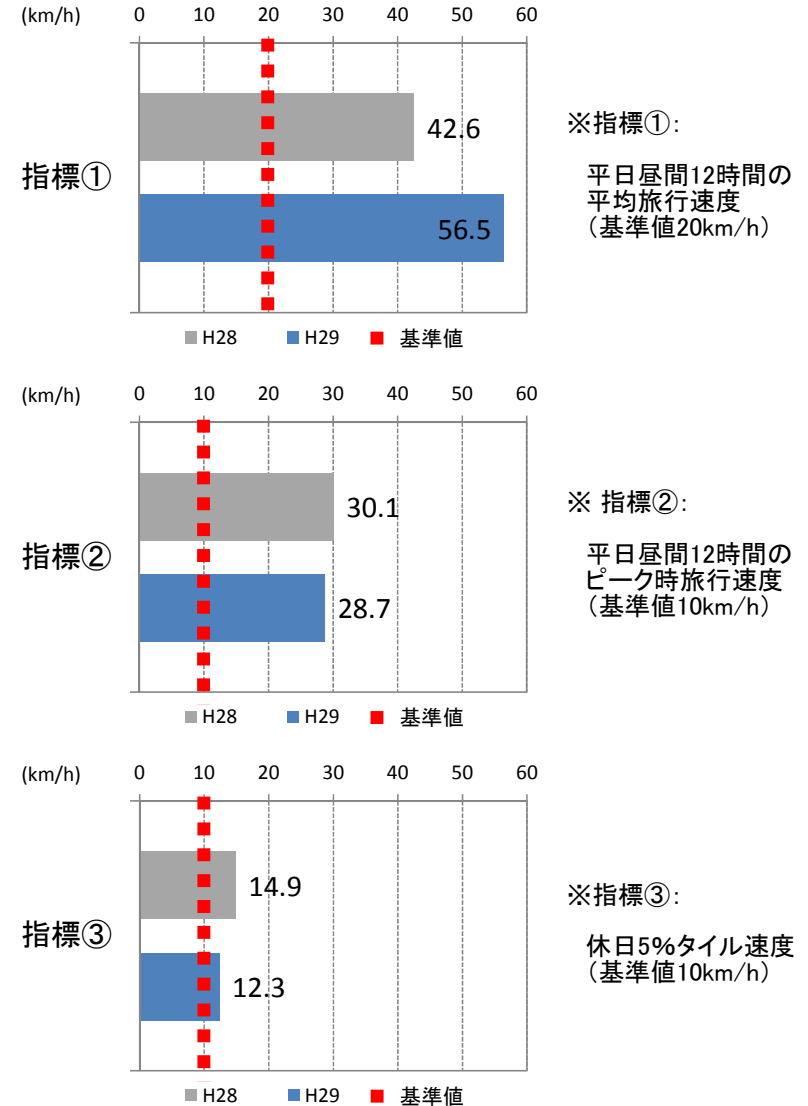
(参考) ヒアリング対象箇所⑥ 【(仮称)大磯東インター交差点】

○最新データによるモニタリングでは、3指標が基準を満たし、主要渋滞箇所の解除要件を満たす。
 ○上り・下りの両方向とも、当該交差点をボトルネックとする速度低下は解消している。

○主要渋滞箇所位置図



○モニタリング結果



※指標①:
平日昼間12時間の平均旅行速度
(基準値20km/h)

※指標②:
平日昼間12時間のピーク時旅行速度
(基準値10km/h)

※指標③:
休日5%マイル速度
(基準値10km/h)

(参考) 主要渋滞箇所のモニタリング結果と見直し(解除)候補箇所

○事業に伴って基準を満たした3箇所を見直し(解除)、その他の5箇所は次年度以降も経過観察とした。

